



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 滝 沢 ハ ム 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 瀧 澤 太 郎
本 店 所 在 地 栃 木 県 栃 木 市 泉 川 町 556
(J A S D A Q コード : 2 2 9 3)
問 い 合 せ 先 取締役管理本部長 山 口 輝
電 話 番 号 0282-23-5640

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。
なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、内部統制の有効性と妥当性を確保するため、行動規範ガイドラインをはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を制定し、全ての取締役、使用人がこれらを遵守することを企業活動の前提とする。
- (2) 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を任命し、担当取締役は全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- (3) 担当取締役は、各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ行動規範ガイドライン等の実施状況を管理・監督し、全使用人に対しての適切な研修体制を構築し、法令・定款等の遵守についてさらなる周知徹底を図る。
- (4) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容調査及び対処案等について、担当取締役を通じ代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱いは、当社文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 職務執行情報のデータベース化を促進し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索することが可能とする体制を構築する。
- (3) 前 2 項に係る事務は、代表取締役が任命する取締役が所管し、第 1 項の検証・見直しの経過及び第 2 項のデータベースの運用・管理について、四半期に一回以上、取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 品質、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンス等に係るリスクは、それぞれの担当部署が必要に応じて規程、ガイドラインを制定し、研修の実施、マニュアルの作成・配付及び周知を行う。
- (2) 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として

- 任命し、当社グループ全体のリスク状況を網羅的・統括的に管理する。
- (3) 代表取締役は、代表取締役に直属する内部監査部署として、監査部を設置し、その事務を管掌する。
 - (4) 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。
 - (5) 監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
 - (6) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の重要な問題について審議を行い、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているか月次業績報告を通じ検証を行う。
- (2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。
- (3) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準に基づき、財務報告に係る内部統制を構築する。
- (2) 関係会社管理規程に基づき、子会社を管理し、子会社の業務執行は、定期的に報告する体制とする。また、子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は当該子会社の他の取締役の職務執行状況を監視・監督する。
- (3) 子会社のリスク情報の有無を監査する部署は、監査部とし、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (4) 監査部は、子会社に損失の危険に関するリスクが発生し、監査部がこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。
- (5) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部は、管理本部及び子会社の監査担当部署と十分な情報交換を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき部署は監査部とし、専任の使用人が必要な場合には遅滞なく配置することとする。
- (2) 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役会付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役に報告を行ったことにより不利な取扱いを行ってはならないものとする。
- (4) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をした場合、その職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めによることに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- (2) 前項の報告・情報提供として主なものは次の通りとする。
 - ① 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ② 当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ③ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ④ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑤ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある重要な事項
 - ⑥ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑦ 社内稟議書、重要会議議事録及び監査役から要求された会議議事録の回付

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査体制と内部統制システム体制の有効性を検証し、体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役は監査役会、財務担当取締役及び監査部長と定期的な意見交換会を開催する。
- (2) 前項の同会議は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分尊重しなければならない。
- (3) 会計監査人の選任・不再任・解任に関する株主総会に提出する議案の内容は、監査役会の決議によるものとする。

10. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる暴力団を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の方針を定める。

- (1) 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- (2) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては組織を持って対応し、当社の従業員の安全を確保する。
- (3) 当社は、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。
- (4) 当社は反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を行わない。
- (5) 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携を図る。
- (6) 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、刑事上もしくは民事上の法的対応を行う。

以上